

水上オートバイの危険行為等に関する対策 【令和4年度活動とりまとめ】

1 県条例の改正 (R4.7.1施行)

危険行為や飲酒操船に対する刑事罰の創設・強化

内容	改正前	改正後
危険行為に対する罰則の強化	20万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> 動力船による危険行為 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 非動力船による危険行為 50万円以下の罰金
飲酒操船等に対する罰則の創設	罰則なし	<ul style="list-style-type: none"> 酒酔い操縦 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 薬物影響を伴う操縦 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒気帯び操縦 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
飲酒検知に関する規定・罰則の創設	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒検知拒否 20万円以下の罰金

2 県自主ルール of 策定 (R4.7.1適用)

水上オートバイ利用者が遵守する自主ルールを策定

- ✓ 遊泳者等 から概ね 100m以上離れて航行
- ✓ 飲酒操縦の禁止
- ✓ 港湾・海岸等での 迷惑行為の禁止



啓発パンフレットの作成



啓発ポスターの作成

水上オートバイの危険行為等に関する対策 【令和4年度活動とりまとめ】

3 合同パトロールの実施

県の改正条例や自主ルールの周知・啓発を図るため、官民連携で合同パトロールを実施【18回】

	実施場所	
GWパトロール	明石市	林崎・松江海岸
	神戸市	須磨海岸・兵庫運河
県下一斉パトロール 【7月初旬】	明石市	林崎・松江海岸
	神戸市	須磨海岸・兵庫運河
	新温泉町	諸寄海岸
	西宮市	甲子園浜、御前浜
ハイシーズンパトロール 【7月下旬～8月】	明石市	林崎・松江海岸
	西宮市	PAL-UP(安全宣言ショップ)
	神戸市	須磨海岸

参加機関

※実施日はすべて土・日・祝

- 【官】海上保安庁、国土交通省、兵庫県警、関係市町、兵庫県
 【民】(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会、
 兵庫県水上バイク安全対策協議会、兵庫県漁業協同組合連合会

4 啓発看板の設置

県管理港湾、海岸等に啓発看板を設置【13箇所】

市町名	港湾・海岸名
神戸市	東播海岸(塩屋浜)
明石市	江井島海岸、大久保海岸、八木海岸
赤穂市	坂越港
豊岡市	竹野港、津居山港
香美町	柴山港
新温泉町	諸寄漁港
洲本市	洲本港、都志港
淡路市	仮屋漁港海岸、尾崎漁港海岸



明石市 (7月2日)



神戸市 (7月2日)



新温泉町 (7月9日)



西宮市 (8月14日)



柴山港 (香美町)



都志港 (洲本市)

水上オートバイの危険行為等に関する対策 【令和4年度活動とりまとめ】

5 安全宣言ショップ (R4.7.27募集開始)

■ 指導啓発に積極的に取り組むショップを募集 【今シーズン 計 12 事業者】

地域	ショップ名称	所在地
阪神南	今津パワーポートセンター	西宮市今津西浜町2-16
	(株) ウインドワード	西宮市西波止町1-2
	PAL-UP (パルアップ)	西宮市西宮浜1-46
東播磨	JSP明石 (ジェットスキープラザ明石)	加古川市尾上町養田1664
	日の出マリン	明石市藤江217
中播磨	COSTA DE 的形 (コスタ デ 的形)	姫路市的形町の形1919-8
	マリンリゾート姫路白浜	姫路市白浜町丙609
西播磨	(株) ヤマハ藤田	たつの市御津町苅屋1131-1
	(株) 高浜商会	淡路市久留麻2352
淡路	NEO beach depot (ネオビーチデポ)	南あわじ市松帆古津路577-81
	ブルーラインあわじ	淡路市楠本374-7
	MOON JELLY AWAJI RESORT (ムーンジェリー淡路リゾート)	淡路市岩屋1871



指導や啓発を行った水上オートバイユーザーに配布するリストバンド

6 国への要望活動

■ 国に対し、法律上の規制強化、安全教習等の強化を要望 【計 4 回】

日程	実施主体	要望先
令和4年4月21日	兵庫県	国土交通省 海事局 海技課長 海上保安庁 交通部 企画課長
令和4年6月28日	近畿ブロック 知事会	国土交通省 海事局 海技課長 海上保安庁 交通部 企画課長 警察庁 生活安全局 生活安全企画課長
令和4年7月13日	関西広域連合	国土交通省 海事局 海技課長 海上保安庁 交通部 企画課長 警察庁 生活安全局 生活安全企画課長
令和4年7月21日	兵庫県	国土交通省 海事局 局長、 次長、官房審議官



要望書 (令和4年4月)